

## **Q & A**

### **申請内容について**

Q. 植樹場所の条件はありますか。

A. 森林または耕作放棄地等の未立木地（将来、造林することが妥当であるとされ、森林として扱わ  
れている土地）が対象となります。必ず所有者の同意を得て申請してください。

Q. 植樹の面積や樹種の条件はありますか。

A. 面積の条件はありません。植樹本数は現地の状況に応じた本数としてください。

ただし、保安林に指定され、指定施業要件（例：植栽の方法、樹種等）が定められている場合  
は、その基準に従ってください。

保安林の指定については、森林が所在する市町村を管轄する県林業事務所（嶺北地域においては  
林業振興事務所）にお問い合わせください。

植樹する樹木は、森林を構成することができ、植樹場所に適した樹種が対象です。各市町村が定  
める市町村森林整備計画に記載の樹種を参考にしてください。

Q. 市町村森林整備計画はどこで確認できますか。

A. ホームページで情報を公開している市町村もありますが、公開していない場合は、各市町村の林  
業担当課にお問い合わせください。

Q. 植樹だけ、下刈りだけの事業は補助対象となりますか。

A. 植樹だけを実施する事業は補助対象となりません。その場合は「普及啓発活動支援事業」を活用  
してください。

なお、植樹する年を1年目として、1年目は植樹前の地拵え、下刈りを含む植樹を計画し、2年  
目以降は下刈りのみの計画でも補助対象となります

Q. 下刈りの補助対象期間について教えてください。

A. 植樹した年を1年目として原則5年目までが補助対象期間となります。申請書別紙1の2「植栽  
等の森林整備に関する調書」の事業実施計画に5年間の全体計画を記載してください。ただし、  
植樹した樹木の成長や現地の状況等に応じて下刈りが必要ないと判断される場合は、4年間の計  
画とすることも可能です。その場合は、事業計画書の「事業の内容、実施規模等」の欄に4年間  
とする理由を簡潔に記載してください。（例：○○は成長が早く、その後の生育に問題ないた  
め、5年目以降の下刈りは不要）

Q. 2年目以降に下刈りを行う場合は、申請書を提出する必要がありますか。

A. 必要です。2年目以降も年度ごとに申請書を提出してください。

Q. 桜やハナモモ、ツツジなどを植えて里山の景観整備を行いたいですが、補助の対象となりますか。

A. 補助の対象は、森林を構成することができ地域に適した樹種となります。花の観賞を目的とした園芸品種を植樹する場合は「普及啓発活動支援事業」を活用してください。

Q. 植樹した後に、木工体験を行うことはできますか。

A. 植樹活動が主たる活動の場合は、木工体験にかかる経費を含めて申請することができます。

また、植樹活動の事業費と合わせると補助額が上限を超える場合は「普及啓発活動支援事業」と併用することができます。その場合は、経費を分けてそれぞれの事業に申請してください。

なお、木工体験を植樹活動とは別日に単体で実施する場合は「普及啓発活動支援事業」を活用し、それぞれの事業に申請してください。

Q. 地拵え、植樹、下刈りの全ての活動に県民の参加を募って実施する必要がありますか。

A. 地拵え及び下刈りについては必ずしも県民の参加を募る必要はありません。

### **補助額について**

Q. 補助金の上限は5年間で50万円ですか。

A. 年度ごとに1事業につき上限が50万円となります。

### **経費について**

Q. 申請団体の構成員以外の作業補助者に賃金を支給することはできますか。

A. 地拵えや植樹、下刈り作業の補助の場合は、賃金の支給が可能です。

### **事業期間について**

Q. 事業実施期間はいつまでですか。

A. 年度ごとに、交付決定がされた日から3月15日までに実績報告書の提出が可能な日程で実施してください。

### **実施について**

Q. 全ての実施日に山の日のぼり旗の掲示が必要ですか。

A. 県民の参加を募って実施する日にのぼり旗を掲示してください。地拵えや下刈り作業を構成員等の作業者のみで行う場合は、必ずしものぼり旗を掲示する必要はありません。

Q. 全ての実施日にアンケートの実施が必要ですか。

A. 県民の参加を募って実施する日にアンケートを実施してください。また、参加者を公募しない地拵えや下刈り作業でも可能な範囲で作業者にアンケートを実施してください。